

明石市立学校園教育実習受け入れ要項

明石市教育委員会

(趣旨)

- 1 この要項は、明石市立学校園において行う教育実習の承諾および教育実習の実施に関する基準を示すものである。

(対象者)

- 2 大学からの申請により、学校園の教育課程の実施に支障のない範囲において、次の条件を満たす学生を教育実習生として受け入れる。
 - (1) 原則として、明石市立学校園の卒業生であること。
 - (2) 実習期間中は実習に専念できる者であること。
 - (3) 卒業後直ちに教職に就くことを志望する者で、兵庫県公立学校教員採用の応募資格を満たしていることを原則とする。
 - (4) 授業構想、学習指導案等が立案でき、教員としての基本的な心構えを含めて教育実習の事前指導を十分受けていること。
 - (5) 事業所等に勤務している学生は、その所属長に申し出て、教育実習についての了解を得ていること。
 - (6) その他、大学が教育委員会と協議し、内諾を得たものであること。

※ 大学に附属校園がある場合は、附属校園において教育実習を行うことを原則とする。

(依頼申請)

- 3 教育実習を希望する者は、原則として自らの出身校園長に内諾を得なければならない。また、大学は明石市教育委員会に対し、原則として、教育実習依頼申請を実習実施期間の2ヶ月前までに行うものとする。なお、実習の手続きについては、別に定める「教育実習の手引き」に従って行うこととする。

(実習生の心得)

- 4 教育実習に関して、実習生は、実習校園の校園長の指導と指示に従い、学校園の教育方針を尊重し、正常な運営が図れるよう協力しなければならない。また、教育実習生は、個人情報取扱に留意するとともに、教育実習中に知りえた秘密を漏らしてはならない。

(指導)

5 教育実習は、以下の点を遵守して、行うものとする。

- (1) 大学は、実習中の事故、その他学生の行為について、相当の責任を負うものとする。
- (2) 実習生は、学校内において、学校長を通じて幼児、児童、生徒に接するものであって、個人的に幼児、児童、生徒およびその保護者に接することは認めない。

(承認の取り消し)

6 実習を承諾した後であっても、校園長あるいは教育委員会が不相当と認める事実が判明した学生については、実習を中止させることができる。

(栄養教育実習)

7 栄養教諭の実習については、他の教育実習に加えて次の事項を行う。

- (1) 実習生は、事前に腸内細菌検査を受検し、検査結果を受け入れ校に提出するものとする。
- (2) 大学は、実習期間のプログラム、実習の心得等を記した教育実習のガイドブック等を学校長に提出するとともに、申請時には教育委員会にも提出するものとする。

(経費)

8 教育実習に関する必要経費は、学生または当該大学が実費を負担するものとする。

(教育長、校園長への委任)

9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長および校園長が定める。

附則

この要項は、2011年(平成23年)8月24日より施行する。